平成２８年（フ）第７５号
北海道北見市緑町３丁目１番２―33号、前住所北海道北見市中央三輪４丁目518番地77メゾン杉本103号
債務者　島田るみ子（旧姓木曽）
1　決定年月日時　平成28年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　友澤　太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月７日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２８年（フ）第１５０号
福岡県久留米市宮ノ陣４丁目43番48―102号、前住所佐賀県鳥栖市今泉町2431番地４　ピュアネス今泉Ⅲ201
債務者　徳永三重子
1　決定年月日時　平成28年11月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北村　　哲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月６日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
福岡地方裁判所久留米支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第２５３号
函館市千歳町４番２号
債務者　菊地　力康
1　決定年月日時　平成28年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第２７４号
函館市深堀町33番11号
債務者　柳谷　健彦
1　決定年月日時　平成28年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第４００号
相模原市緑区町屋２丁目16番３号
債務者　藤原佳代子
1　決定年月日時　平成28年11月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第４０２号
相模原市緑区町屋１丁目５番10号　サンビレッジ城山Ａ―202号
債務者　吉松　貴彦
1　決定年月日時　平成28年11月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第４０３号
神奈川県座間市栗原中央４丁目24番10号
債務者　星川　　誠
1　決定年月日時　平成28年11月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第４０４号
相模原市南区磯部4814番地３
債務者　大滝　太朗
1　決定年月日時　平成28年11月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第４０５号
相模原市南区相南３丁目46番29号
債務者　石岡有紀子（旧姓富永・大西）
1　決定年月日時　平成28年11月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第４１１号
相模原市南区古淵４丁目25番25号
債務者　藤原　麻紀
1　決定年月日時　平成28年11月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第４１２号
相模原市南区相南４丁目３番35号　和幸ハイツ101
債務者　小島　亮次
1　決定年月日時　平成28年11月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第３９９号
静岡県磐田市三ケ野台７番地１サニーコート303号室、前住所福岡県福岡市博多区堅粕５丁目１番11―202号
債務者　金澤　大悟
1　決定年月日時　平成28年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第６１３号
静岡市清水区能島197番地の１　市営住宅136
債務者　天野　利子
1　決定年月日時　平成28年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月11日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２３４号
北海道旭川市２条通２丁目1982番地の１　ナッツＳＰＩＲＩＴ６　102号室
債務者　大林　幸一
1　決定年月日時　平成28年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月18日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２３７号
北海道旭川市神居１条16丁目４番14号　メゾンドエイシン202号室
債務者　田中千代弥（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成28年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月18日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２６４号
北海道旭川市神楽岡８条３丁目５番12号　ピュアグリーン106号
債務者　飛弾野貴史
1　決定年月日時　平成28年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月18日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部